

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ貸出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）の開催に向け、広く県民に大会をPRし、県民総参加の気運醸成を図るため、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）が定める大会マスコットの着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてマスコットとは、県委員会が定めるマスコット「アップリート君」をいう。

(貸出機関)

第3条 着ぐるみの貸出は、県委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(貸出対象者)

第4条 貸出対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県、県内市町村及び大会の関係機関・団体
- (2) その他、事務局が適当と認める者

(申請)

第5条 着ぐるみを使用する者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ貸出申請書」（様式第1号）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は、使用の3か月前から受け付けるものとする。

(貸出承認の範囲)

第6条 事務局は、前項の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、事務局が不適切であると判断したとき。

(承認)

第7条 事務局は、前条の承認をするときは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ貸出簿」(様式第2号)に記載の上、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ貸出承認書」(様式第3号)を使用者に交付する。なお、貸出期間が重複する申込があった場合は、原則として先着順とする。

(貸出等)

第8条 使用者は、原則として事務局から直接着ぐるみを借り受けるものとする。やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合、その費用は使用者の負担とする。

- 2 使用者は、原則として事務局に直接持参して点検を受けてから返却するものとする。
- 3 使用者は、着ぐるみの使用の見込みがなくなった場合は、速やかに申し出るとともに、既に着ぐるみの貸出しを受けているときは、速やかに返却すること。
- 4 着ぐるみを使用した場合は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ使用報告書」(様式第4号)を提出すること。なお、提出された報告書及び写真は、ウェブサイト等へ掲載することがある。
- 5 貸出しは無料とする。
- 6 貸出期間は、原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却すること。

(損害の負担)

第9条 使用者が、着ぐるみを損傷又は紛失したときは、速やかに「青の煌めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ損傷(紛失)届」(様式第5号)を提出しなければならない。

- 2 使用者が、故意又は重大な過失によって着ぐるみを損傷したとき又は紛失したときは、現物に相当する物又は製作に要する費用をもって弁償しなければならない。
- 3 使用者が、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (2) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (3) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (4) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ着用中に発声しないこと。
- (5) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付くこと。
- (6) その他、別紙「着ぐるみの使用における注意事項」に掲げる各事項を遵守すること。

(承認内容の変更)

- 第11条** 使用者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」(様式第6号)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 事務局は、内容の変更を承認するときは、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ貸出承認内容変更承認書」(様式第7号)を使用者に交付する。
 - 3 第1項の承認は、第6条の規定を準用する。

(承認の取消し)

- 第12条** 事務局は、着ぐるみがこの要領又は承認内容に反して使用されたとき又は使用されるおそれがあるときは、当該承認を取り消すことがある。
- 2 前項の承認の取消しは、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポマスコット着ぐるみ貸出承認取消通知書」(様式第8号)をもって行う。
 - 3 第2項の規定により承認を取り消された使用者は、承認取消しの通知があった日以降、速やかに着ぐるみを返却しなければならない。
 - 4 承認の取消しにより生じた損害は、使用者の負担とする。

(その他)

- 第13条** この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。